

京銀キャッシュカード規定

1. カードの利用

(1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下、同じです。）および貯蓄預金について発行した京銀キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「預入提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下、これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「カード振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当行所定の自動機を使用して振替資金を預金口座からの振替えにより払戻し、同時に他の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合（以下、この取扱いを「振替入金」といいます。）
- ⑤ 当行所定の自動機を使用して総合口座取引の定期預金等の解約予約をする場合（以下、この取扱いを「定期預金解約予約取引」といいます。）
- ⑥ 当行所定の自動機を使用してカードローン契約をする場合（以下、この取扱いを「カードローン契約取引」といいます。）
- ⑦ その他当行所定の取引をする場合

(2) カードは当行および預入提携先・支払提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

2. 自動機による預金の預入れ

(1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、預入提携先では通帳はご利用いただけません。

(2) 自動機による預入れは、自動機の機種ごとに当行または預入提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、機種により、硬貨による預入れができない場合があります。

3. 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1か月あたりの払戻しは、当行所定の金額または第8条に定める支払限度額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第9条第1項に定める自動機利用手数料金額（同条第2項により当行が補てんする金額を除きます。）との合計額が払戻すことの出来る金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. 自動機による振込

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による1回あたりの振込は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1か月あたりの振込は、当行所定の金額または第8条に定める支払限度額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額、第9条第1項に定める自動機利用手数料金額（同条第2項により当行が補てんする金額を除きます。）、および同条第3項に定める振込手数料金額の合計額が預金を払戻すことの出来る金額をこえるときは、その振込はできません。

5. 自動機による振替入金

- (1) 自動機を使用して振替資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび預入口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による1回あたりの振替入金は、当行所定の金額の範囲内とします。

6. 定期預金解約予約取引

- (1) 自動機を使用して総合口座取引の定期預金等の解約予約をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にその普通預金のカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、指定された総合口座定期預金等を満期日に通帳および払戻請求書なしで自動的に解約し、元利金を総合口座取引の普通預金に入金します。
- (2) 定期預金解約予約取引の取扱いが出来る総合口座取引の定期預金等の種類は、当行が定めるものと

します。

- (3) 定期預金解約予約取引は、満期日の前日まで取扱いができます。なお、第 10 条に定める代理人カードによる取扱いはできません。

7. カードローン契約取引

- (1) 自動機を使用してカードローン契約をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、カードローン取引に使用する当座貸越専用口座を開設し、カードにカードローン機能を付与します。
- (2) カードローン契約取引の取扱いが出来るカードローンの種類は、当行が定めるものとします。
- (3) カードローン契約取引は、当行がカードローン取引による融資を適当と認めた方に限り、当行が指定する普通預金のカードでのみ取扱いができます。なお、第 10 条に定める代理人カードによる取扱いはできません。

8. 支払限度額

- (1) 当行は、自動機による預金の払戻し・振込について、預金口座ごとに 1 日および 1 か月あたりの利用限度額を定めるものとします。(この限度額を「支払限度額」といいます。)
- (2) 支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。この場合には、お客さまから書面その他の当行所定の方法により当行へ届出てください。
- (3) 支払限度額は、当行所定の自動機を使用して引き下げることができます。引き下げには、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- (4) 前 2 項により個別に設定された支払限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

9. 自動機利用手数料など

- (1) 自動機を使用して預金の預入れ、払戻しをする場合には、当行および預入 提携先・支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座からその全部または一部を自動的に引落します。なお、預入提携先ならびに支払提携先の自動機利用手数料は、当行からそれぞれの提携先に支払います。この場合、自動機利用手数料の一部を当行が補てんすることがあります。
- (3) 当行の自動機を使用して振込の依頼をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の自動機を使用して振込の依頼をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し

をした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

10. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（同居の親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、お客さまご本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名を入力しない場合はお客さまご本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

11. 自動機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による預金の預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により自動機による預金の払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名、電話番号および金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、第1項による預入れをする場合には、当行所定の入金票に氏名および金額等を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

12. カードによる預入れ・払戻し金額、定期預金解約予約取引等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込・振替資金として払戻した金額を含みます。）、自動機利用手数料金額（第9条第2項により当行が補てんする金額を除きます。）、振込手数料金額または定期預金解約予約取引の通帳記入は、通帳が当行の自動機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

13. カードの喪失、届出事項の変更等

- (1) カードを失った場合、カードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合ま

たは他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにお客さまから当行へ届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第 15 条、第 16 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

- (2) 氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにお客さまから書面その他当行所定の方法によって当行へ届出てください。当行が必要と認めた場合には、カードとともに提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出の暗証は、当行所定の自動機を使用して変更することができます。変更には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。なお、代理人のカードについても、同様に変更することができます。
- (4) 預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の自動機の利用を希望されない場合には、お客さまから書面その他の当行所定の方法により当行へ届出てください。この届出を受けたときは、直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第 15 条、第 16 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (5) デビットカード取引の利用を希望されない場合には、お客さまから書面その他の当行所定の方法により当行へ届出てください。この届出を受けたときは、直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) デビットカード取引は、当行所定の自動機を使用して利用停止とすることができます。利用停止には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- (7) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。
- (8) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。カードの再発行を行う場合は、通帳および払戻請求書の提出なしに当該預金口座から再発行手数料を引落出来るものとします。

14. 暗証照合等

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないように管理してください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものであるとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻し、定期預金解約予約取引、またはカードローン契約取引を行った場合は、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第 15 条、第 16 条に定める場合を除き、当行および支払提携先・カード振込提携先は責任を負いません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書等に記載された内容と当行への届出事項の内容との一致または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、預金の払戻しまたは振込を取扱いました場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. 偽造カード等による払戻し等

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについて、お客さまが個人である場合には、お客さまの故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって、お客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、お客さまはカードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2) 前項は、前条第3項により窓口でなされた払戻し等には適用されません。

16. 盗難カードによる払戻し等

- (1) お客さまが個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認出来るものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しに係る補てん対象額を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつお客さまに過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - A お客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの

説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

(5) 本条は、第 14 条第 3 項により窓口でなされた払戻し等には適用されません。

17. 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先・支払提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。

18. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、そのカードを当行へ返却してください。なお、当行普通預金規定、貯蓄預金規定または総合口座取引規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。ただし、第 3 号の場合は、当行の窓口において本人確認書類の提示を受け、当行がお客さまご本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第 19 条に定める規定に違反した場合
 - ② 当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止された場合
 - ③ 預金口座に関し、5 年間お客さまによる利用（利息決算の入金は除きます。）がない場合
 - ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

20. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金解約予約取引の取扱い対象となる定期預金等の各規定、カードローン契約取引の取扱い対象となるカードローンの各取引規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の自動機を使用した場合には当行振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

21. 規定の変更

この規定は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他の相当の方法により周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020 年 3 月 16 日現在